

一般社団法人 山口県建築士事務所協会 建築物耐震診断等評価委員会設置規程

(目的)

第1条 耐震診断等の公共性、重要性に鑑み、建築物の耐震性の診断について適正な評価を行い建築物防災の推進に寄与することを目的として、一般社団法人山口県建築士事務所協会(以下「本会」という。)に、建築物耐震診断等評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(事業)

第2条 建築物の耐震性の評価の申し込みがあった場合、委員会を開催し、必要な検討を行ったうえ、その評価を行う。ただし、紛争、訴訟に関する案件は取り扱わないものとする。

(委員会の構成)

第3条 この事業は、技術委員会が分掌する。

2 委員会の委員は、事業の公共性に鑑み大学教授等の学識経験者及び広く各団体に所属する会員のうちから、耐震診断業務に精通している者をもって構成し、その数は6～10名とする。

3 委員会の委員は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

4 委員会には、委員長1名を置くものとし、委員長は技術委員会の意見を聴いて、会長が委嘱する。また、副委員長2名以内を置くことができるものとし、副委員長は委員長の意見を聴いて会長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、定款第16条の役員の任期にならうものとし、再任を妨げない。

(委員会の開催)

第5条 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

2 委員会は、委員長が議長となる。

3 委員会はオブザーバーとして発注者側の出席を認める。

(評価の申し込み及び受付)

第6条 建築物の耐震性の評価を受けようとする者は、別に定める運営要領により評価申込書を提出するものとし、受付は本会事務局(以下「事務局」という。)で行う。

(評価の報告及び通知)

第7条 委員会は、業務終了後速やかに耐震診断等結果を別に定める、評価結果報告書により会長に報告する。

2 会長は、委員会の評価結果を、申込者に通知する。

3 前条の評価申込書及び第1項の評価結果報告書は、本会に保存(保存年限15年)する。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、検討事項に関して知りえた資料、知識を、委員会の承認なく第三者に漏洩、公表又は、活用してはならない。

(記録)

第9条 委員会は、委員会評価過程の記録を行い、事務局がこれを保管する。

(評価料及び経費の支弁)

第10条 この規程による評価に要する経費は申込者が負担し、別に定める評価料を支払うものとする。

2 評価委員会開催に伴う経費は別に定める。

(会計)

第11条 評価費用の請求、受領及びその他必要な会計事務は、事務局において行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は理事会の議を経て行う。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、本会理事会の承認のあった日(平成8年6月27日)から施行する。

附則

この規程は、平成17年3月11日から施行する。

附則

この規程は、平成20年3月 6日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。